

1920 - 30 年代の農民組合の農村認識と運動方針

—— 長野県の農民組合 ——

島袋 善弘

A Study on Village and Peasant in Japan
—— Case Study on Nagano Prefecture ——

SHIMABUKURO Yoshihiro

キーワード：農民運動 農民意識 長野県

Key words : peasant movement, peasant conscious, Nagano prefecture

はじめに

1920～30年代の農村・農民・農民運動に関する研究は、1980年代まで地主・小作間の小作料と小作地をめぐる関係として検討されてきた。しかし1990年代以降日本経済史の研究対象が農業・農村から離れ、また対象が次の時期に移ったこともあって、農業・農村に関する研究はむしろ戦時・戦後を解明する方向に向かっている⁽¹⁾。

研究動向に変化があるとはいえ、1920-30年代の農村人口は日本の人口の過半を越え、また就業人口では農業がほぼ半ばを占めていたことを考えると、農業・農村問題は1920-30年代の日本を知る上で大きな意味を持つことには変わりはない。本稿は、1920～30年代の農村・農民について農民運動の農村認識を運動方針から明らかにすることを課題とする。

本稿の分析対象地である長野県は、①経済的には養蚕製糸地帯であり、農業・農村・農民・農民運動が最も強く市場経済の影響下にあった県の一つである。養蚕製糸地帯としての特徴は農業生産額構成に示される。表1に見るように、農業生産額の40%～60%が繭であり、その特徴を示して

いる。しかも繭の生産額は好況・不況による変動が激しく、不況時には好況時の3分の1以下の生産額に落ち込んでいる（農業生産総額に占める比率も大きく変動している）。長野県の農業が市場経済の変動に大きく影響されていたことが理解できる。②農地所有の階層性は表2に示した。『田畑所有状況調査』による一人当たり所有面積は、田畑が別々に集計されており、実際よりも所有面積が小さい数値を示すとはいえ、2町未満所有者の面積合計が田では74.8パーセント、畑では79.5パーセントを占めている。中小地主の厚い存在が理解できる（中小地主というよりも、自作地主に属する零細地主と言うべきであろう）。

このような長野県の特徴は地主・小作関係以外の市場経済全体に目を向けざるをえない条件となりうるし、また、地主といっても直ちに小作農と敵対する階層とは位置づけられないことを認識させる条件になりうると思われる。

農民運動の面では、長野県の農民運動は、共産党の影響が強く、全国農民組合では全国会議派の強力な県連合会である。全国会議派が唱えた「農民委員会運動」（昭和恐慌期における農民運動の

表1 農業生産（長野県）

	米	麦	食用農産物	園芸農産物	果 実	繭	農業生産総額
1925年	53,581 (28.7)	6,997 (3.8)	5,352 (2.9)	5,819 (3.1)	2,603 (1.4)	106,754 (57.2)	186,493 (100.0)
29年	18,137 (13.3)	3,924 (2.9)	3,459 (2.5)	5,957 (4.4)	2,157 (1.6)	82,469 (60.7)	135,906 (100.0)
30年	23,501 (33.3)	2,897 (4.1)	2,468 (3.5)	4,376 (6.2)	1,588 (2.3)	33,270 (47.2)	70,520 (100.0)
31年	21,075 (32.8)	2,508 (3.9)	2,271 (3.5)	3,753 (5.8)	1,471 (2.3)	31,352 (48.9)	64,171 (100.0)
35年	33,726 (38.8)	5,580 (6.4)	3,479 (4.0)	4,585 (5.3)	1,956 (2.3)	35,578 (41.0)	86,847 (100.0)

単位：千円(千円未満切り捨て)、(%)。「農業生産総額」は県統計書の「農産額」に「繭産額」を加えて算出。「農業生産総額」には「工芸農産物・緑肥作物・その他」を含む。『長野県統計書』による。

表2 耕地の広狭別所有関係

(1941年現在)

		総 数		割 合	
		所有者数	面積(町)	所有者(%)	面積(%)
田	総 数	178,305	79,584	100.0	100.0
	0.5町未満	134,826	25,964	75.6	32.6
	0.5 - 1町	27,830	19,034	15.6	23.9
	1 - 2町	10,882	14,523	6.1	18.3
	2 - 3町	2,416	6,418	1.4	8.1
	3 - 5町	1,271	5,208	0.7	6.5
	5 - 10町	733	3,938	0.4	5
	10 - 20町	322	3,814	0.2	4.8
	20 - 30町	18	413	0	0.5
30町以上	7	268	0	0.3	
畑	総 数	246,539	96,587	100.0	100.0
	0.5町未満	188,519	30,662	76.5	31.8
	0.5 - 1町	36,367	24,882	14.8	25.8
	1 - 2町	16,149	21,170	6.6	21.9
	2 - 3町	3,283	7,630	1.3	7.9
	3 - 5町	1,491	5,444	0.6	5.6
	5 - 10町	554	3,401	0.2	3.5
	10 - 20町	118	1,579	0.1	1.6
	20 - 30町	26	628	0	0.7
30町以上	32	1,188	0	1.2	

農林大臣官房統計課『田畑所有状況調査』(1943年)

転換を示す)がどのように形成されたかを見る上で、適切な対象であるといえよう。

長野県の農村社会運動については多くの研究成果がある。本稿はそうした研究成果を前提として、新たな視点から農民運動の意識の展開を検討した

ものである⁽²⁾。

【注記】本稿は、拙著『現代資本主義形成期の農村社会運動』(1996年)で明らかにした1920~30年代の農民運動の転換を県レベルで検討することを目的とする。同書は、県レベル

での運動実態・運動の転換についての実証を欠いている。本稿は県レベルでの解明によって同書の問題提起に内実を追加することになると考えている。本稿では、農民組合の農村認識を意識しつつ 1920～30 年代の県レベルでの農民運動の転換を解明する。

1. 昭和恐慌前（1929 年まで）の農民運動

農民運動全体の動向を把握するのがここでの目的であるため、小作争議には触れない⁽³⁾。小作争議を含む農民運動全体がどのような意識の下に展開されたかを検討することがここでの課題である。

(1) 日本農民組合長野県連合会・労農党支部

第 1 次大戦後急増した小作争議の高まりのなかで 1927 年(昭和 2) 4 月長野県小作人組合連合会の創立大会が開催された。結成とともに日本農民組合に加盟し、実質的には日本農民組合長野県連合会として活動をする事となった。創立大会宣言は「吾々は今や耕作権、争議権、団結権等の政治的要求を掲げて、経済的利益の進展のためにする政治運動に迄進出しなければならない」と経済的利益＝小作争議にとどまらない運動を予定しているが、組合がもっぱら小作争議に取り組むことを想定して出発したことに疑いを差し挟む余地はない。

しかし創立された県連合会が最初に取り組んだのは、1927 年 5 月 12 日に県下全域を襲った大霜害に対する運動であった。県連合会は 5 月 20 日に霜害対策支部代表者会議を開き、災害地の小作料 5 割以上の割引を要求することを決め、いくつかの町村で座談会・講演会を開いている⁽⁴⁾。

小作争議以外の運動には労農党支部が中心となって取り組んだ。「飯田、松本に支部を置く労農党では、六月初旬から相策応し長野に於ける北信支部の結党式をまって南北信気脈を通じてまづ霜害低利資金の増額を叫び、次いで農民の意思を充分に知らしめる方策として臨時県会の招集を知事に請願すべく画策すると共に、中央と連絡して自転車税、車税の廃税を期すべく目的貫徹のため内務、

大蔵両大臣及び本県知事に請願運動を起すことにし宣伝ピラを配布する一方街頭で署名を求めんとした」⁽⁵⁾。労農党の要求は「一、霜害被害高に相当する金額の長期低利資金の貸付 二、被害地の地租並に特別地租の免除 三、家屋税、自転車税、荷車税の撤廃 四、霜害救済に対する臨時県会の招集」という 4 項目である⁽⁶⁾。

(2) 農民自治会

長野県下の農民運動で、日本農民組合と並ぶもう一つの大きな潮流は農民自治会の運動であった。1925 年(大正 14) 12 月 1 日農民自治会全国連合が発足し、北佐久郡御牧村出身の竹内圀衛も中心的な役割を果たした。

農民自治会の運動は、無産政党の動きとは対立し、日本農民組合の運動とも違う道を歩むものであった。竹内も、現在はブルジョアとプロレタリアの対立よりも、都会と田舎の対立の方が重要であり、農民は、「心あらば地主までも一致」して、農民自治の実現に立ち上らなければならないと「都市による農村の従属」を問題にしている⁽⁶⁾。

大正末～昭和初期に独自の農村組織として誕生した農民自治会は長野県を拠点として運動を展開した。農民自治会の特徴は「従来の農民運動は地主・小作人の争議」であったが(第一期)、しかし「今や農業耕作者は、地主も、小作人も、自作農も、打って一丸となり、近代商工主義、都市中心主義に対して、弓を引かねばならない秋に面してゐる」(第二期)「悩める小地主諸君よ、……全農耕者の危機と社会的正義に自覚し、……農耕作者全体と団結して、都会集中商工主義と、それに移転せんとしつつある大地主に向ひ、奮然と戦ひを宣すべきである」という言葉に示されている⁽⁷⁾。

農民自治会の組織的な特徴は小作人組合に対して、全村的組織を対置したところにある。したがってその運動も小作争議以外の農村・農民の問題に取り組むこととなった。

農民自治会が第一に取り組んだのは農会廃止運動であった。「完全に大地主擁護の御用団体である」「農会費も又わし達を苦しめる」「村農会の存在が徒らに莫大な経費を無駄にするのみで何等農

事改良に裨益することなき」などの理由で農会廃止運動に取り組んだ。とくに北佐久郡で運動が広がり、農民自治会発祥の地＝北御牧村では農会廃止が村民運動にまで高まり、1928年には農民自治会の主唱により村農会は自然消滅に追い込まれた（この運動は県の農会保護育成政策の強化などにより1928年以後退潮に向かう）⁽⁸⁾。

農民自治会の最大の運動は1927年金融恐慌下に発生した霜害を契機とする「農村モラトリアム運動」であった。

1927年5月12日の大霜害の被害は、長野県農会の調査では、春蚕桑園面積の65%におよぶものであり、加えてこの年は早害に見舞われ農村・農家は惨憺たる状況であった。大霜害の惨状に対していち早く立ち上がった民間団体は農民自治会北信連合であった。戦術は政府の台湾銀行救済策のモラトリアムを逆用した農村モラトリアムの強行を構想した。北信連合は農民自治会長野県連合とともに農村モラトリアム期成同盟を結成し運動を進めた。1927年7月には、モラトリアムの具体的内容として「被害桑園の年貢と納税の全免と、被害桑園の収入に依って支払ふ可く予定した一切の費用（例へば肥料代、電灯料、借金、無尽等）のモラトリアム（支払延期）」を提案した。「この案の階級的意義は年貢を全免することにより地主に対抗し得、肥料代を延期することにより商人階級に対立し得、更に政府に補償させるといふ点では、非政党的意義をもつ」と位置づけられた。

農村モラトリアムの呼びかけに応じていち早く行動に移った小沼村では同年7月「①無尽は月掛・年掛を問わず一か年延期する、②普通債務の履行は無利子で一か年延期する、③低利資金借入の資格撤廃を要求する」という挙村モラトリアムの実行方法を申し合わせた。この申合事項は、以後モラトリアム運動の実践目標となった。長野県連合会では7月18日、小諸町に各村から数十名を集めて協議会を開催し運動の強化を図った。この協議会では「①各村の部落で座談会・委員会を開き、極力主意の徹底に努める、②頑迷な債権者がもし法によって取立て等をなす場合は、直ちにこれを本会の期成同盟において無料で引受け、対策を講

ずる、③そのために法律部を設け、顧問弁護士として布施辰治・山崎今朝弥・鷹谷信幸の三名を嘱託する。なお、自由法曹団の応援を求める、④実行方法は小沼村の例による、⑤適当な場所で、追って全県連合大会を開催する」の5項目を決定した⁽⁹⁾。

農村モラトリアムは、短期間に県下を風靡する運動に発展した。村寄合で支払延期を決議したもの数か村、無尽を延期したもの数十か村、個人的に支払延期をしたものは県下霜害被害農民の大部分だといわれた。この農村モラトリアム運動は昭和恐慌下の農村救済運動に継承され、農民運動の重要な戦術となった。

農民自治会最後の活動は佐久電気消費組合運動であった。1928年農民自治会全国連合の常任委員竹内圀衛は電灯料の値下げ運動を提唱した。まず南北佐久郡各町村に佐久電気消費組合設立の賛成者を求め、これを中核に住民の署名運動を展開し会社交渉に持込もうと企画し、12月13日から資料を携え各町村有志に働きかけた。電気消費組合運動は、村会議員・区会議員・青年会長・農家組合長などの賛同を求めて署名を集めた。1929年2月5日、回収した膨大な連名帳を携え、長野電灯株式会社佐久支社を訪れ、(1)電灯料即時三割値下げ、(2)規定の電圧供給、(3)休灯料撤廃、(4)電柱賠償金の四項を要求した。

電気消費組合運動は農民自治会会員の奮闘空しく、会社側の回答を引き出すことができず、署名運動の限界を示す結果となった。しかし電灯料問題は後に昭和恐慌下に県下各地の青年団・農民組合による電灯料値下げ運動として復活することになる⁽¹⁰⁾。

農民組合・農民自治会以外に、農業団体の霜害対策を求める運動があった。1927年5月19日、北佐久郡では郡農会と郡蚕業組合連合会主催の霜害対策各町村蚕業組合長会議を開き、同日長野市内で県下1200余名の関係者が集まって「養蚕組合連合会霜害対策研究会」を開催した。研究会は大会決議で霜害救済対策運動を行うことになり、被害地の租税免除を税務署に申請することになった⁽¹¹⁾。

2. 昭和恐慌前(1929年まで)の農民運動の意識

前節で見た農村の諸運動を農民組合はどのように認識し、どのように組合の方針を定めたであろうか。この節では1927年日本農民組合長野県連合会出発から1929年までの農民組合の農村認識・農民運動の課題意識について検討する。

1927年4月の「日本農民組合長野県連合会加入案内書」⁽¹²⁾は、「小作人は先ず小作料の形態を以て地主の為に封建的搾取を受けてゐるのみでなく消費者生活者として都会の資本家の為に、各種の形態を以て資本主義的に搾取されてゐる」と農村の疲弊、小作人の貧窮の根源を指摘するが、「吾々は今や耕作権、争議権、団結権等の政治的要求を掲げて経済的利益の進展のためにする政治運動に迄進出しなければならない。かくて吾々運動は単に地主を相手としての経済闘争のみならず吾々の組合運動を圧迫する政府に対する政治運動に迄拡大せざるを得ない」と農民組合は小作争議のための組織であり、政治運動は小作争議を進めるための手段と位置づけていた。同年8月の「日本農民組合総本部宛長野県連合会組織情勢報告」⁽¹³⁾は「霜害対策支部代表者会議」について「此ノ問題ノ政治闘争ヘノ転展ノタメ労農党北信支部設立ノ積極的努力」と記している。つまり、霜害問題は農民組合の課題ではなく、労農党の政治活動に任されることになる。

1928年3月の「日本農民組合長野県連合会第2回大会議案書」⁽¹⁴⁾で、議事として取り上げられた「繭価暴落による農民窮乏に関する件」の実行方法は「(1)農民大会を開催し養蚕家救済国庫補償(2)小農に対する無利子貸与(3)繭価の暴落に依る小作料の減免(4)養蚕家救済の大衆的請願運動を起す」と繭価暴落を農民組合の活動課題として見えるように見えるが、もう一つの議事「農民負担の諸悪税撤廃の件」の実行方法は「(1)労農政党的運動を支持する、(2)農民大会・村民大会を開き反対運動を起す」というものであり、政党の運動という位置づけであった。

1929年2月の「全国農民組合長野県連合会第1回大会議案及報告書」⁽¹⁵⁾では、農会・産業組合の自主化、農民負担の悪税撤廃、電灯料値下げ問

題が取り上げられているが、特に強調されたのは「養蚕農家救済運動に関する件」であった。その運動で「昨年秋新労農党準備会は養蚕家救済の先頭に立ちて戦ひ、我が連合会はこれと共力して戦った。特に南信地方に於ては、各地に農民大会、農民代表者会議が開催され、この闘争によって我連合会南信出張所の確立を見るに至ったのであった。今年に於て養蚕農民の窮乏は倍加される。全県の貧農の結集たる我連合会は、我等に課せられる任務、土地なき養蚕農民救済の闘争を全県的に強力にまき起さねばならぬ」と運動の重要性を指摘するが、その先頭に立つのは労農党準備会であり、農民組合長野県連合会はこれと共力するものという位置づけであった。とはいえ、その実行方法では「吾が連合会は養蚕闘争を全国の農民闘争たらしめ、全国の農民の先頭に立って養蚕闘争を起すため、総本部並に各地連合会に訴へると共に、全国組合会議にも本闘争を持ちこむと共に更に、各地の小作争議を従来の小作料減免闘争のみに止めず、養蚕農民が居る限り、養蚕闘争が結合されなくてはならぬ」と、この運動の意味を強調し、小作料問題を超越する意味を持ちうることを示唆している。

3. 昭和恐慌期(1930~34年)の農村社会運動

長野県では昭和期に入ると同時に小作争議だけではなく農民生活全般にわたる諸問題をとりあげることが重要な課題であったが、農民生活の窮乏に基づく自然発生的な要求が一層鋭く提起されたのは昭和恐慌期であった。

このような運動は、長野県では昭和恐慌より前に既に農民自治会の運動として展開されてきたが、昭和恐慌期に再出したこの運動課題は全農長野県連合会に重く課されることになった。全農長野県連合会によって展開された「不況対策運動」は、「借金闘争」「電灯料値下運動」「税金闘争」「製糸女工賃金不払反対運動」として展開された⁽¹⁶⁾。

なお、長野県の「農村救済運動」では、町村会・北信不況対策会や日本農民協会などの運動が注目を集めた。これらの運動は全村的運動であり、運動の直接的担い手は農村の中農層すなわち自作層・耕作地主層であった⁽¹⁷⁾。

ここでは1935年1月の「農村不況対策運動につき知事事務引継書」で、1934年の農民運動の概況を見ておこう⁽¹⁸⁾。

県下ノ農村ハ……各種ノ不況災害相踵テ到リ未嘗有ノ困憊ニ陥リタル結果、農業経営ノ前途ニ確固タル信念ヲ失ヒテ自棄的気分多分ニ増潮シ来リ自力更生ノ気分ノ減退ト共ニ只一途県若ハ政府ノ匡救対策ヲ要望スルノ趨勢ヲ順致スルニ至リタルカ、之ガ為昨年六月以来十二月迄ノ間ニ県下各地ニ発生シタル不況対策ニ関スル各種陳情・請願・集会等ノ運動件数ハ合計三百六十五件ノ多キニ達シ其要望スルトコロ頗ル多種多様ニ亘リタルガ其主ナルモノヲ要約スレバ

- 一、蚕糸業ニ対スル根本的対策樹立運動
- 一、各種負債支払猶予ニ関スル運動
- 一、政府米払下ニ関スル運動
- 一、農村匡救事業施行要望ニ関スル運動
- 一、町村財政調整交付金制度確立ニ関スル運動
- 一、小学校教育費全額国庫負担要望運動
- 一、小作料減免ニ関スル運動
- 一、低利資金融通要望運動

等ニシテ何レモ現下窮乏農村ノ切実ナル要望ニ属スルカ就中匡救事業ノ急施・飯米対策・町村財政調整交付金制度確立問題等ハ最モ痛切ナル問題トシテ対策の如何ニヨリテハ憂フベキ事態ノ惹起ヲモ想起セシムルカ如キ実状ニアリ、而シテ之等運動関係団体ハ県会議員・町村長会・各種産業団体其他左、右ノ思想運動団体並関係者等頗ル多様ニ亘リ、其運動ハ昨年九月、十月ニ於テ最モ高潮ヲ見タルガ……今後ノ動向ニ付イテ一層ノ注意警戒ヲ要スルモノアリ。

4. 昭和恐慌(1930年)以降の農民運動の意識と方向

(1) 昭和恐慌下の農民組合の意識と模索

前節のような農村社会運動の展開は、農民組合に新たな農村認識と運動方向の模索を求めることになった。

1929年世界恐慌が日本に波及し農村の経済状

態も深刻化し始めた1930年3月に全国農民組合長野県連合会第二回大会は開かれた⁽¹⁹⁾。この大会の執行委員会の「争議部報告」で小作争議について次のように報告している。

わが長野県の小作争議は一般に大衆的規模の上に戦われてゐない。従って連合会の関係する争議は土地取上反対と、減免闘争に限られてをり、全国的立場からみれば農民運動の初期の状態であると云える。それは大地主が殆どなく中小地主が直接争議の対象となつてをり、生産業は米作になく養蚕に農民の全生命をかけてゐるが如き特殊的な地位にあるためである。それ故に小作争議はおびたゞしい件数に上つてをり、その線に沿つてまた協調的小作組合が多数存在する。そしてそれは地主との交渉やせいぜい小作官の出勤によつて比較的よい条件を獲得してゐるので組織的には全農の敵対物になつてゐる。

争議件数の増加にもかかわらず、小作争議の行き詰まりと農民運動としての展開の困難な状態を示している。それに対して不況対策については「繭価安、不作、不景気等々によつて秋の闘ひの波は文字通り全県下を怒濤の如く襲つたが、これを全農の影響下に——土地を農民へ——のスローガンに結びつけて戦へなかつた。それは争議戦術の未熟及計画的アジ・プロの欠如によること多い」と、一つには農民組合の関与しないところで運動が広がつたこと、二つには不況対策運動は小作争議と結合すべきだと指摘している。

このような運動の状況についての認識を踏まえ、一般運動方針を提起している。議案はまず「客観的情勢」について次のように記している。

信州に於ては耕地が狭小にして比較的大地主が少ない……然も貧農を初め、農民の各層を通じて養蚕業が甚だ盛んであつて、自作田畑、小作田畑を通じて畑が半以上を占むる。……為に農民経済は養蚕に左右さるゝ事甚だ大にして、従つて農民は投機的たらざるを得ない。以上の故に信州の農民運動は発展性にとほしく、かなり困難なのである。だがそれは断じ

て決定的なものではない。今や吾が全農の旗は全県下に翻ってゐる。小作料減免、土地取上げ反対運動がいたる処に起ってをり、此処にも土地を中心とする闘争の展開の曙光を見る。

然も金解禁の影響は最も鋭く信州の農民に及ぼしてゐる。繭価惨落は農民経済を決定的破壊に導く。従って小作料、独占価格、借金等々は異常に重く感ぜられる。また繭等の下落にも関らず肥料の高値も痛感され、帝国主義的租税負担の重圧感も強い。……

かくて日本資本主義の過程しつつある段階は、信州の農民に痛ましき迄に影響しそれは農民をかって自然発生的な争議にさへ向はしむるのみならず、租税軽減、電気料値下げ等々の運動を起こさしめてゐる。今やそれは端初的形態ではあるが全県下をセッケンしてゐる。……

これ等一切の闘争は過小農的所有と過小農的小作、一言にすれば半封建的生産関係の故に『土地を農民へ』の要求に導き得るものである。

このように長野県の農民経済が養蚕業に左右されることを理解しつつもなお、それは農民を自然発生的な小作争議に導くべきものと把握する。「客観的情勢」に続く「過去の闘争の批判」では、「総じて小作料を中心とする問題にしる、或は農会、税金、電気料等の問題にしる、大衆的には戦われなかった」とする全般的な批判に続いて、養蚕農家救済運動については次のように批判する。

養蚕家運動は信州に於ては最も重要性あるものである。だがこの運動も養蚕農民一般に対する呼びかけに終って、これを如何なる見地より如何に発展せしむべきかに就ての階級的な見通しを欠いてゐた。貧農から地主に至るまで、一連の養蚕農民と言ふ見地は階級的にはあり得ない。あくまで貧農の立場から畑小作料の減免要求を掲げて、土地を中心として地主との対立を明にすると共に、養蚕農民損失国庫補償等の要求が為さるべきであった。

損失補償によって共通の利益を感ずる中、小農は貧農に追従するは必然である。然るに貧農の立場を捨て、養蚕農民一般の立場よりする運動は農村に於ける階級対立を消却し、一路小ブルジョアの運動に向かはざるを得ない。吾々は貧農の立場からこの問題を取扱ひ、先ず地主への闘争によって組合の拡大強化に資すると共に、中小農をも広く動員して大衆的に闘ひ、性質上勢ひ国家権力に対する運動に発展せしむべきである。

農民運動は養蚕農民救済運動の独自性を否定し、あくまで地主・小作の階級的立場にこだわるべきであるという主張である。

このような「客観的情勢」についての認識と「過去の闘争の批判」に続いて提起された「一般運動方針」では、「貧農を中心とする中、小農をより広汎に闘争に動員し、小作料減免運動より更に高利、租税、独占価格、自治体に対する問題にまで戦線を延し、戦争反対、悪法反対等々の問題の爲めにも戦はねばならぬ。然もその中心的重点は勿論、土地問題である」、小作料減免闘争は「直接地主に対する吾々の闘争であり、農民運動の基本的な、また端初的な闘争である」と、小作争議は農民運動の中心的・基本的なものであり、特別な運動として位置づけられている。

1931年4月の「全国農民組合長野県連合会第3回大会議案書」⁽²⁰⁾もほぼ前年の大会と同じであるが、主張が明確になっている。「執行委員会報告」の「養蚕農民救済運動の展開」は次のように記している。

春繭の出廻期になって、平均相場「一貫目十円」といふ未曾有の安値が市場を支配して、養蚕農民の肝玉を寒からしめた。ために自然発生的にはあるが全県下に所謂不況対策運動が席ケンした。このブルジョアの運動に対立して貧農に闘争目標を与へ、政治的に経済的に農民の貧窮化を克服する闘争として農村に於ける階級闘争を一段と先鋭化するため、次の如きスローガンを掲げて養蚕農民救済の闘争を精力的に戦った。

畑小作料を全免しろ！
借金を棒引しろ！
税金は資本家地主からとれ！
肥料・農蚕具は無償で貸せ！
養蚕の損失は国庫で補償しろ！

ここでは「全県下の不況対策運動」を対立すべきブルジョア的運動とし、「農村に於ける階級闘争」=小作争議を一段と先鋭化すべきだと位置づける。

「議案」の「長野県に於ける情勢」では、養蚕農民救済運動と小作争議との関係を次のように述べている。

長野県に於いては特に養蚕業の発達がある。製糸工業の発達によって早くより農業の半は製糸原料生産としての養蚕業に化してゐる。従って恐慌は最も鋭い形で長野県下の農民を圧してゐる。現金収入の道を全く失ひ、借金は加速度に量んで行く。……養蚕業の破滅は農民を自然発生的に闘争に駆り立てる。争議件数は著しく増加し、ここにも土地問題の解決を要求してゐる。……

農民闘争も深まりゆく窮乏化と労働者階級の決死的闘争との影響によって、広汎なる農民層を動員し、闘争は比類なき深刻さを見せてゐる。北海道に、秋田に、新潟に、山梨に流血の暴動化をさへ見た。その他の地方に於ける争議の波もその頂点に土地問題の解決と云ふ要求が表れてゐる。地主的、寄生的土地所有の打破へ！土地を農民へ！小作農、貧農の声は拡大して行く。

ここでは養蚕農民問題の重要性にもかかわらず、それは頂点である土地問題に向かうものさされている。

「過去の闘争に於ける批判」では「不況対策の闘争」は次のように記されている。

この闘争の多くは貧農独自の立場を捨てて、村に於ける中農以上の有力者の指導の下に起された様である。従って問題はたゞ村或は部落全体と云ふ立場から論議せられて、戸数割

二割減或は教員給の問題が主要なるものとなつてゐた。それは村の支配的地位にある者のみを利益し吾々には殆んど利益がない。これは要するに吾々の独自の階級的立場を捨てて上流の有力者の笛におどった為めである。

吾々は何事によらず不断に農村に於ける階級的対立をハッキリ認めて、その上に対策を立てるべきである。従って不況対策も吾々の側からすれば先ず小作料減免が第一になる。ここに於いて地主对小作と云ふ農村に於ける階級的対立は前面に押出され、貧農を吾々の陣営に獲得出来るのだ。不況対策の農民大会は故に計画的に持たれて、小作料、税金、借金の問題をも取上げて、貧農指導の下に広汎な農民層を動員しなければならない。

不況対策運動は、農村に於ける階級的対立=地主・小作関係を前提として考えるべきであることを、また小作争議から出発しなければならないことを主張する。

不況対策運動についてのこのような見方は、「一般の運動方針」ではもっと明確となる。「養蚕農民の為の闘争」では「農村に於ける階級対立の厳密なる認識の上の方針が立てられる。先ず第一に小作料の問題が出され、強力に戦はれなければならない。副次的に養蚕の損失、国庫補償のスローガンが掲げられて広汎なる農民層を貧農の指導の下に動員して戦はれるべきである」と小作争議優先と養蚕農民救済運動の副次性を指摘し、「税金、借金、独占価格に対する闘争」では「ともすれば小ブルジョア的運動に陥る危険性がある。これに対しても貧農の見地から……取扱はるべきである」と、運動の危険性を指摘している。県下で広汎に展開した電灯料値下闘争については、「農村に於ける小ブル的進歩青年を指導者とする各郡市青年団は電灯料値下げ運動を現実には戦つてゐる。だが、これは階級的立場から戦はれてゐるものではない。吾々はかかる小ブル的電灯料値下運動を一蹴して、今や立ち上らんとしてゐる貧農大衆と共に、厳然たる階級的立場に立って『階級対階級』の闘争としてこの闘争題目を取上げなくてはなら

ない」と、「小ブル的運動」として敵意さえ示している。

(2) 農民委員会運動の提起とその後

全農長野県連合会は小作争議重視の主張を繰り返したが、恐慌下に展開された農村救済運動に対する全農の立ち遅れは決定的であり、全農は農民との結びつきの点から運動全体の見直しを迫られることになった。1931年10月20日に県連合会常任執行委員会は指令第12号「農村に漲る不平、農民の持つ要求の調査に関して」⁽²¹⁾を発して、次のように新たな方針・政策のために農民の生活状態調査を指示している。

『収穫の秋』を前にして農民の窮乏は実に深刻である。昨日まで持ってゐた明るい希望をも今日は美事に投げ出さなければならない。農村にある勤労大衆の大部分——小農・貧農・プロレタリア——はおしなべて、生きて行くことに困難の状態にある。

そこでこの、すべてを失ひ、或は失ひかけてゐる勤労農民は生きんがために切実な要求をひっさげて、正に闘争にケッキしやうとしてゐる。かくて今日、農村に於ける諸々の階層は、あらゆる場面にその不平と不満を漲らしてゐるのだ。(中略)

吾が全国農民組合はこの秋に当って、大衆の不平・不満・要求を統一して取上げ、明確なるプロレタリアートの方針と対策を示さなくてはならない。

それがためには、農民大衆の生活状態を具さに調査し、不平不満をえぐり出すことを絶対に必要とする。特に秋季闘争に当ってそれを緊急の仕事とする。

農村における各種の詳細なる基本調査に関しては、近くその準備に取りかゝるが、取敢えず次の調査を各支部は精力的に行はねばならぬ。

▽村・部落に起りつゝある(或は起らんとしている)諸問題について

▽農民の持つてゐる一切の不平と要求について

◇部落・村・県・政府に対して ◇地主に対して ◇産組・農会に対して ◇会社(電燈・製糸)銀行に対して ◇神社・寺院に対して ◇高利貸に対して ◇其他に対して

農村社会の現実から迫られて提案された1932年3月の「全国農民組合長野県連合会第四回議案書」⁽²²⁾は、全農全国会議派の「農民委員会運動」を提起している。「議案」は過去の運動の反省から出発する。「議案」の最初の部分にある「勤労農民の多数者獲得に関する決議」はそれを示している。

県内にある勤労農民の多数者は階級闘争の組織外にあり、封建的搾取と資本主義的搾取の重圧にその生活を押し潰されてゐる。この多数者を労働者階級の同盟軍に獲得する任務こそ吾々に課せられてゐるのである。……

これまで吾々の取り来たった闘争の道は、勤労農民を獲得するにあまりにもギコチなかったりまた一人よがりで、農村内に於ける農民の結合の様相等に対する調査の不充分のために成功してゐない。農民は部落的自治機関、諸々の農事小組合、消防組、農会、青年婦人会、頼母子講、神社氏子、小作組合、ブルジョア政党等々によって相互に結びつけられてをり、従って、それ等に対して持つてゐる不平・不満はいろいろの形に於いて発現しやうとしてゐるのだ。ことに農業恐慌の進行、戦争の拡大に当面して凡ゆる不平・不満は政治的要求にまでバク発するの形勢にさえある。……そこで吾々は、勤労農民の多数者を獲得するために、次の方法の実行を決議する。

1. 小作争議を含めて、一切の日常利害の問題を巧みにとらえて大衆を闘争——特に農民委員会運動を通じ——に参加せしめ、全農へ、或は、農村労働者組合へ組織する。
2. 闘争中の農民(例へは水利、耕整、電灯料工事等々)に対しては応援と協力の手を有効にさしのべ、場合によっては、共同闘争委員会を作って戦ふ。

ここで注目すべき点は、小作争議が農民運動の特別な形態とはみなされてないという点と、村落を活動の拠点とし、小作農民運動から脱却して農民運動を勤労農民運動として展開することを主張している点である。「階級的立場」という言葉に代わって「勤労農民」という言葉が繰り返し使われる。

第4回大会に提案された最も重要な議案は「農民委員会運動に関する件」である。その要点は次のとおりである。

一、吾々は昨年度に於いて農民委員会による闘争を日程に上し、農民委員会を恒常的な階級闘争の組織と規定して「農民委員会を作れ」の運動をやってきた。そのために組合では小作争議をやり、農民委員会では、借金其他の闘争をやるといふが如く、切りはなして理解してゐたために多くの理論的実践的混乱を闘争の上に引起してゐた。

二、吾々の問題は小作料の問題から発端してもそれは決してそれだけではなく借金・税金・及び独占価格其他の要求とからみ合つてゐることを知つてゐるし、事実また組合はそれらの諸闘争を戦つてゐるのである。……吾々が勤労農民の多数者を獲得する闘争に於ける、当面必要不可欠の闘争形態として農民委員会運動を、小作料はもとより、様々複雑の要求を契機にして、広く、間断なく闘争に立ち上がらせることが目標である。

三、吾々は従来組合と組合外大衆との間に対立的傾向さへ生ぜしめ、組合は組合員だけの利益を守るものと大衆に考えさせてゐた。これは大衆獲得技術のヘマなこと、支配階級のデマにもよるが、根本的には組合を固定化してゐたことに原因がもつめられる。……

四、吾々は部落を基礎として、それから各種の特殊事情——自然的、社会的、交通、産業上、政治上、軍事上——に対応させて農民委員会運動を、どんな小さな要求か

らでも取上げて発展させることが必要である。……

五、一昨年全県下に席卷した不況対策運動は疑ひもなく大衆の創意性による農民委員会運動であつた。従つてその要求題目は種々様々ではあつたが、農民の生活と切実に結びついてゐる点を看取り、今後発展する農民委員会運動の一助としなければならぬ。……

六、……かくてこの運動を強行することによりてのみ、吾々勤労農民の多数者獲得に成功し、労働者階級の同盟軍としての任務を果し得るであらう。

農民委員会運動の提案は、不況対策運動の評価について反省し、小作農民運動から脱却した上で、村落活動を踏まえた勤労農民運動を呼びかけている。運動の反省について、「議案」の最後に記載されている「過去の闘争の批判」は次のように明記している。

多数の支部に於ては未だ闘争を減免闘争に終始せしめて、これを自治体闘争に、独占価格闘争に、暴圧反対闘争等々に導くべき充分なる契機を持ちながら、それへ発展せしめ得なかつた事は……闘争の拡大化、大衆行動化政治闘争化への努力の不足によるものである。全農を小作料減免、若しくは土地制度に対する闘争のための組合とみなす誤謬は、実践的に克服すべきである。……

県下各地に自然的に発生した、かの不況対策運動などは明かに農民委員会運動であつた。たゞ吾々の働きかけの不充分さが、あの好条件にめぐまれた大運動を無効果に終らしめたのである。……長野県の如く養蚕農民の大多数を有するところにあつては特に農民委員会運動による闘争を準備すべきである。

ここでは小作料・土地問題のための組合ではないことが明示されている。

1932年10月の「全国農民組合長野県連合会秋期闘争方針書」⁽²³⁾は、前年秋以降の農民委員会

運動の展開を次のように総括している。

吾々は昨秋の闘争から新なる農民運動の形、農民委員会活動を、村落に於ける貧農を中心に中小農までも動員して、政府、県、村に対しても各種の要求を掲げて戦ってきた。殊に今春の不況対策・請願の富農・地主・ファッション的農民運動の波の中をこの農民委員会活動によって乗り切り、部分的失敗、誤謬は犯したが全体的には全農全会の旗を一步高く推し進め農民闘争の革命的昂揚化につとめて来たのである。

飯米獲得、払下米無料配給、値下の運動は佐久・上小・伊那地方に於いて役場への大衆的要求提出、村会の看視、署名運動で戦ひ、差押へ、競売反対の闘争は全県下各地で国家権力の弾圧に抗して戦はれ、伊那・長水には債務者同盟、借金者組合の組織を残してゐる。電灯料の値下既成同盟・断線反対会は電気資本に対して闘争し、区有林・村有林の無償伐採の自由及び分配の闘争をも署名・調印・大衆的交渉で戦った。

1933年10月の「全国農民組合長野県連合会全農拡強に関する意見書」⁽²⁴⁾は、全会派の政治的偏向について自己批判しつつ、農民委員会活動の経験を踏まえて運動の担い手と運動の転換を明確に示している。

豊作飢饉の中にファッションの危機を防衛し農民大衆を吾陣営に動員するために、特に今日自作農、没落小地主等の階層をも吾戦列に獲得するために全農拡大中央委員会に吾長野県連左の意見を提案するものである。

○非合法の線に副ふた会議派の戦術はその著しきセクトと誤謬のために今日に於ては全く大衆から遊離してしまった。これは会議派が自ら認めてゐる所であり会議派の中心勢力であった長野県に於ける指導者達が続々と転向（町田、若林、山本等）しつつある事実を徴しても明らである。（中略）

○今日の社会情勢は地方的、部分的の闘争を通してみても政治的結合なしには勝利的解

決が困難であるし単なる小作争議、土地闘争に終始するに於てはファッションの危機に曝らされてゐる中農階層を吾陣営に動員することは出来得ない。（中略）

○故に現在の如き吾全農の傾向に対しては、農民大衆の信頼を勝ち得ないし、従ってファッションの浸潤に対抗し得ない欠陥を今日の全農は持っていることを率直に認識しなければならない。

○先ず高度のスローガンたるファッション粉砕を叫ぶ前に農村全体獲得の（自作農並に没落段階にある小地主等即ち日本に於ては農村に於ける中堅階級）のために具体的方針を確立すべきである。

○従来の指導部は少数インテリ派によつての指導に規定されたかの感がある。勿論過渡期にある今日全農がインテリの必要を認るもそれと並行したる農村の現実に最も深き理解と経験を有する分子を従来より多く含めた指導部を確立することこそ、当面に於ける全農拡強の唯一の条件である。（後略）

ここでは明確に自作農・小地主が獲得の対象とされている。ファッションの危機を強調する政治主義的な面があるとはいえ、農民運動の構造転換を明確に示しているといえよう。

この文書は小作争議として出発した戦前の農民運動が試行錯誤の末にたどり着いた到達点を示している。それは中小地主の厚い存在、都市と農村の経済格差の拡大という中で、恐慌による農村の窮乏を経て到達しえた認識であったと言えよう。

その後の全農長野県連合会は「1933年春の二・四事件の嵐に依つて致命的な打撃を受け、支部の解消・離脱・旧幹部の個人的転向・没落等々によりまったく殲滅の状態に追ひやられて」⁽²⁵⁾しまふが、運動の方向に変化はない。1935年12月の「全国農民組合長野県連合会再建懇談会世話人農民戦線統一につき提案書」⁽²⁵⁾は、「勤労農民大衆は何処に何を求めて戦ふべきかに迷つてゐるのがその実相ではありますまいか。……然して最近、農村内の支配者層でさへが救済・請願・陳情・更

生の運動の先頭に立ち、農民運動を一つの全村的、地方的運動にまで伸展させるモメントを作って、新分野を与へてゐることは、……吾々は大いに注意と関心を向けなくてはなりません」と、勤労農民運動を目指すべきだと記している。また1936年4月の「全国農民組合長野県連合会再建・統一運動ニュース」⁽²⁶⁾も、部落活動を地道にコツコツやることの重要性を指摘し「当面する諸情勢は、勤労農民大衆の生活防衛の戦ひを必然的に要求してゐる……勤労農民大衆の現実の利害を基礎とする運動方針を打ち立つべき絶好の秋である。土地の問題、負担軽減の問題、負債整理、生業資金獲得、村政の問題等々山なす闘争題目が目の前に横たはつてゐる」と勤労農民運動の方針を確認している。

むすび——全国の動向について

全国農民組合長野県連合会の農村認識の模索過程は、全農全会派の典型的な事例を示しているというよりも、恐慌期を経る中で転換を示す日本の農民組合全体の模索過程を示していると考えべきであろう。

1933年7月22日の社会大衆党中央執行委員会で、次のように小作農を組織対象とする「部分農民運動」から全勤労農民を組織対象とする「全体農民運動」への転換を提唱している。

小作農を対象とし小作争議を形態とする在来の唯一の農民運動は近來の農業恐慌の激化によって変化されたる農村諸形態に対する適応性を漸次に失ひ今や漸くその孤立性と弱化は著大となりつゝある。かゝる形態に鑑み……新運動方針は……農民運動の領域を既存の小作的農民運動からこれを横に発展拡大し協同組合、医療組合、負債整理組合等の農村新運動を起動し博大するにある。換言すれば新農民運動方針は小作農を組織対象とする『部分農民運動』を發展し小作農、自小作農、自作農等、全勤労農民を組織対象とする『全体農民運動』を展開し……一大農村政治運動を建設せんとする(傍点—原文)⁽²⁷⁾。

この「部分農民運動」から「全体農民運動」への転換の提起は農村・農民問題の本質を突いた言葉と理解される。小作争議が農業・農村問題の「部分」であるという発見と、あるべき農村認識は「全体的」であるという発見である。

「部分」「全体」は日本の市場経済システムについての認識と考えられる。いいかえれば、地主小作関係(小作料・土地制度)は日本の市場経済システムの一部であるという認識と、農業・農村・農民の課題は市場経済システム全体(地主小作関係、農産物価格、税金、農村組織など)と捉える認識への到達である。この認識に到達するには、農村全体の困窮という形で日本の市場経済システムの「破綻」(=「市場の失敗」)が昭和恐慌によって明らかになるまで時間を必要としたのである⁽²⁸⁾。

注

- (1) 西田美昭編著『戦後改革期の農業問題』(1994年)、森武麿・大門正克編著『地域における戦時と戦後』(1996年)、森武麿『戦時日本農村社会の研究』(1999年)など。
- (2) 長野県の農村社会運動に関する研究成果には、長野県下伊那青年運動史編纂委員会編『下伊那青年運動史』(1960年)、青木恵一郎『改訂増補長野県社会運動史』(1964年)、西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』(1978年)、安田常雄『日本ファシズムと民衆運動』(1979年)、大井隆男『農民自治運動史』(1980年)などがある。
- (3) 小作争議を含む農民運動の展開については『長野県史 通史編第8巻(近代2)』(1989年)、『長野県史 近代史料編第8巻(3)』(1984年)、安田常雄前掲書(とくに264~320ページ)を参照されたい。
- (4) 『長野県史 通史編第8巻(近代2)』300~302ページ。
- (5) 大井隆男『農民自治運動史』(1980年)267ページ、273ページ。
- (6) 竹内悠久兒「まづ貴公から」(『自治農民』1926年4月創刊号)。
- (7) 渋谷定輔「第二期農民運動の方向」(『自治農民』1926年4月創刊号)。
- (8) 大井前掲書244~250ページ。
- (9) 大井前掲書259~274ページ。
- (10) 大井前掲書307~327ページ。なお農民自治会は1927年に岡谷山一林組(製糸工場)争議の支援活動を行

- うが、省略する（同前 279～296 ページを参照されたい）。
- (11) 大井前掲書 255 ページ。
- (12) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』15～17 ページ。
- (13) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』22～25 ページ。
- (14) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』29～34 ページ。
- (15) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』40～50 ページ。
- (16) 恐慌期長野県の農村社会運動については多くの研究成果がある。とくに安田常雄『日本ファシズムと民衆運動』が詳細に明らかにしている。安田前掲書 320～353 ページ参照。
- (17) 安田前掲書 403～440 ページ参照。
- (18) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』227～230 ページ。
- (19) 以下の引用は「全国農民組合長野県連合会第二回大会報告議案」『長野県史 近代資料編第八卷(三)』64～79 ページ。
- (20) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』104～132 ページ。
- (21) 「全農長野ファイル」（法政大学大原社会問題研究所）
- (22) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』160～189 ページ。
- (23) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』197～203 ページ。
- (24) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』219～220 ページ。
- (25) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』231～232 ページ。
- (26) 『長野県史 近代資料編第八卷(三)』233～236 ページ。
- (27) 『社会大衆新聞』53号=1933年7月15日(一)。
- (28) ここで農民運動の「正しさ」について記しておこう。農民運動が正しく展開したか否かを判断(判定)することは困難である(というよりむしろ不可能である言うべきかも知れない)。というのは農民運動が、農業・農村・農民の諸問題を一気に解決することは現実には不可能であるから、歴史的なある時点での運動の評価は、どの課題を突破口にして農業・農村・農民の経営・生活の改善を図るか、いかえれば運動のリーダーが時代の空気をどう読んで有効な運動を行うかということにかかっている。的確に時代の雰囲気を読み込めば運動は拡大し成果を得るであろう。しかし、時代を読み間違えると運動は挫折する。昭和恐慌期は小作争議を過大評価したことによる運動の挫折と転換の時期であったいえよう。この点は本稿が明らかにした農民組合の認識の展開から説明しうることである。なお、農民組合が恐慌期に運動の転換を迫られたことは、必ずしもそれ以前の運動が間違っていたことを意味するものでないことは断るまでもない。従って「農民自治会」の農村・農民認識とその運動が「正しい」ものであったと単純に評価することはできない。とはいえ「農民自治会」の農村・農民認識とその運動が農民組合に引き継がれるべきものを含んでいたことは強調しておくべきであろう。